

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月  
② 昭和54年1月から55年3月まで  
③ 昭和56年4月から57年3月まで  
④ 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①は、私の母が国民年金保険料を私の保険料と一緒に金融機関に納付していた記憶がある。

また、申立期間②、③及び④は、私の夫が国民年金保険料納付書で私の保険料と一緒にA村（現在は、B町）の金融機関に納付していた記憶がある。

さらに、申立期間④は、免除申請や追納をしたことはなく、役場の国民年金被保険者名簿と日本年金機構のオンライン記録にもそごがあることから行政の記録に不信感がある。

全ての申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の母の保険料は納付済みとなっている。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和52年3月の保険料に関する欄には納付と喪失のゴム印が押されていることが確認できる一方、A村の国民年金被保険者名簿の同年3月の徴収済欄には納付

のゴム印が押され、同年4月の欄に喪失のゴム印が押されていることが確認でき、行政間の記録にそこが見られるところ、オンライン記録によると、申立期間①の直後である厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日であることから、同年3月に国民年金の被保険者の資格を喪失する理由が見当たらない上、一度納付されたと考えられる保険料が還付された記録も見当たらないことから、申立期間①の保険料は納付されていたものとするのが相当である。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、「私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、オンライン記録によると、その夫の当該期間における保険料も未納となっており、申立人の主張と相違する上、その記録は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA村の国民年金被保険者名簿と一致している。

また、申立期間④について、オンライン記録上、昭和58年4月から59年3月までの免除期間について、同年12月13日に免除処理が行われ、その後、平成6年1月28日にその時点で時効直前である昭和59年1月を始期とした同年3月までの国民年金保険料を追納した記録が確認でき、この記録は、A村の国民年金被保険者名簿と一致している。

さらに、申立人は、「当該申立期間について免除申請した覚えは無い。」と述べているものの、免除の承認は、本人又は家族の申請免除の手続に基づいて行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

加えて、申立人及び申立人の夫が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和28年11月19日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和31年10月10日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月19日から同年11月20日まで  
② 昭和31年10月10日から同年10月12日まで  
③ 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

年金事務所に昭和28年11月19日から同年11月20日まで、31年10月10日から同年10月12日まで、38年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金加入期間について照会したところ、記録が見当たらないとの回答があった。

私は、昭和24年3月16日にA社に入社してから61年3月31日に退職するまで継続して勤務していたので、空白期間があることに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社作成の人事経歴書、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務（A社E支店から同社B支店に異動）していたことが認められる。

なお、A社E支店から同社B支店への異動日については、同社作成の人事経歴書の記録及び申立人のオンライン記録から判断すると、昭和28年11月19日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和28年11月19日であると認められる。

申立期間②については、A社作成の人事経歴書、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務（A社B支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

なお、A社B支店から同社C支店への異動日については、同社作成の人事経歴書の記録及び申立人のオンライン記録から判断すると、昭和31年10月10日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和31年10月10日であると認められる。

申立期間③については、A社作成の人事経歴書、雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A社D支店における昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月11日から55年3月31日までA社に勤務し、同年4月1日付けで関連会社のB社へ出向したが、その際にA社の厚生年金保険資格喪失日が同年3月31日、B社での資格取得日が同年4月1日とされていたため、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月未加入となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「事業主作成の被保険者名簿」という。）及び事業主の回答並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において関連事業所に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間当時の事務担当者（現在は、役員）は、「会社で保管している申立人の事業主作成の被保険者名簿と、申立人と一緒に出向した元同僚の被保険者名簿の資格喪失日が、昭和55年4月1日と記入されて

いるので、二人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日は同年4月1日と記入し届出したはずである。」と証言している上、事業主作成の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は「昭和55年4月1日」、備考欄に「退職55.3.31(B社へ出向)」と記載されており、申立人と同様に同年4月1日にB社へ出向した元同僚も、資格喪失日が「昭和55年4月1日」、備考欄に「55.3.31(B社へ出向)」と記載されているところ、申立人及び一緒に出向した元同僚の被保険者原票では、進達記録票(資格喪失処理年月日)が「昭和55年4月7日」、証返納年月日が「55年4月7日」、と確認でき、同日に処理されているにもかかわらず、申立人の資格喪失日のみが相違していることは不自然である。

さらに、事業主作成の被保険者名簿における申立人の前後において、A社から関連会社へ出向した従業員8人について、事業主作成の被保険者名簿に記載されている最終勤務年月日又は喪失年月日は、被保険者原票と一致していることが確認できることから、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届のみを誤って届出したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和55年4月1日とした届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における資格喪失日は、昭和39年2月1日であると認められることから、申立期間のうち申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月17日から同年8月10日まで  
② 昭和38年10月15日から39年2月1日まで  
申立期間について、継続して勤務しており厚生年金保険に加入しているはずなので、確認をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B出張所において、昭和36年9月25日に厚生年金保険の資格を取得し、38年10月15日に資格を喪失後、C社（現在は、D社）E支店において、39年2月1日に当該資格を取得したと記録されている。

しかしながら、A社B出張所に係る申立人の被保険者原票によると、申立人は同社同出張所で昭和36年9月25日に厚生年金保険の資格を取得し、39年10月15日に同保険の資格を喪失していることが確認できるところ、C社E支店に係る申立人の被保険者原票では、申立人は同社同支店で、A社B出張所の資格取得時とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号において同年2月1日に資格を取得し、同年11月1日に同保険の資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、それぞれの厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同年3月6日に重複取消処理が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B出張所に係る申立人の被保険者原票の記録をオンライン記録とするに当たって、同社同出張所の資格喪失日を、C社E支店における資格取得日の昭和39年2月1日とすべきところ、誤って38年10月15日と記録したものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社B出張所における申立期間直前の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①について、申立人の業務に関する記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社F出張所又はD社G出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚の二人は既に死亡しており、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①に係るC社F出張所及びD社G出張所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月  
② 平成2年3月

20歳直前から平成元年9月29日までA社に勤務していたが、事情により退社し、国民年金への加入手続を行った。失業期間中は国民年金保険料の額が少し高かったため現年度納付はできなかったが、2年12月20日B社に勤めてからは、分割納付できるように納付書を作ってもらい、期間が空かないよう、忘れないよう1か月分ずつ会社と取引のあったC銀行で納期限内に納付した。平成3年初め頃に催促状(はがき)があり、きちんと納めていたのでおかしいとは思っていたが、その分もC銀行で納めた。それが15年以上何の連絡も無く、今になってから平成2年1月分は時効後の納付だから同年3月分に充当したので同年1月分は未納だという。平成2年3月分もちゃんと納めたのに、その月分に充当したということにも納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「平成2年12月20日に再就職した後に、分割納付書を作ってもらい、1か月分ずつ国民年金の過年度保険料を納期限内に納付した。」「過年度保険料を納付してから15年以上何の連絡も無く、今になってから、平成2年1月分の過年度保険料は時効後の納付だから同月分の保険料を同年3月分に充当したので、同年1月分の保険料は未納だという。私は同年3月分もちゃんと納めたのに、その月分に充当したことにも納得がいかない。」と主張している。

しかしながら、申立期間①の過年度保険料の納付期限は平成4年2月

末日であるところ、オンライン記録により、その納付期限後の同年3月12日に当該保険料が納付されていることが確認できることから、この保険料を、納付当時に納付可能な未納期間のうち最も古い2年3月の保険料に4年4月9日に充当されたものであり、その事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②について、申立人は前記のとおり、「私は平成2年3月分もちゃんと納めたのに、その月分に充当したことにも納得がいかない。」と主張しているものの、仮に、申立人が納付期限の4年4月末日までに2年3月分の国民年金保険料を過年度納付した場合、前述の充当保険料と重複して納付されたこととなり、過誤納決定記録が残されることとなるが、オンライン記録には当該記録は見当たらない。

また、このほかに申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで  
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、私が妻の保険料と一緒に A 村（現在は、B 町）の金融機関に国民年金保険料納付書で納付していた記憶があるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

また、申立期間当時は、役場職員の不祥事があったことや、同村の国民年金被保険者名簿と日本年金機構の記録にそごがあることから行政の記録管理に不信感がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、「私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付した。」としているものの、オンライン記録によると、その妻の申立期間①及び②における保険料も未納となっており、申立人の主張と相違する上、その記録は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び A 村の国民年金被保険者名簿と一致している。

また、申立期間③について、オンライン記録上、申立人は未納となっているが、その妻は、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の免除申請の処理が同年 12 月 13 日に行われ、その後、平成 6 年 1 月 28 日にその

時点で時効直前である昭和59年1月を始期とした同年3月までの国民年金保険料を追納した記録が確認でき、この記録は、A村の国民年金被保険者名簿と一致している。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 608 (事案 305 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年9月までの期間、同年10月から44年3月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年9月まで  
② 昭和43年10月から44年3月まで  
③ 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和42年夏頃、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の担当者から「A県在住時の年金記録は無い。20歳まで遡った分の国民年金保険料を納付できるし、その後の保険料も納付できる。」と言われたので、義母からもらった10万円で夫婦二人分の保険料を市役所の窓口で一括納付したが、40年4月から43年9月までは未納、同年10月から44年3月までが申請免除とされていることには納得できない。

また、昭和42年7月からは、B納税貯蓄組合に加入し、毎月納税貯蓄組合を通じ国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、48年4月から同年12月までの期間について、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付することができない上、申立人が国民年金に加入したと主張する時期は、特例納付実施期間中でもないほか、一括納付したと主張する保険料額についても申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違していること、また、社会保険庁(当時)の被保険者台帳(特殊台帳)の記録によると、昭和43年10月から48年3月までは申請免除の期間と記録されており、このうち

44年4月から48年3月までは、51年2月9日に追納されており、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が保険料を免除することは考え難いこと、ii) 申立期間②については、申立人の納税組合への加入は昭和59年12月とのC市の回答であり、申立内容と異なるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月19日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

このたび、申立人は、国民年金保険料の納付を証明するものとして、①再調査依頼に関する参考資料として「調査依頼内容」、「年金記録に係る確認申立ての審議結果通知について」等、②被保険者名簿写、オンラインリスト等、③B納税貯蓄組合に係る総会資料等、④昭和58年7月3日撮影のB納税貯蓄組合の旅行記念写真の提出により、再申立てを行っている。

しかしながら、B納税貯蓄組合の旅行記念写真は、58年7月3日撮影のものであるため、申立人が同日以前から当該納税貯蓄組合に加入していたことは確認できるものの、当該納税貯蓄組合が、国民年金保険料の納付組織となったのは59年12月1日からとC市が回答しており、申立人から提出のあった当該納税貯蓄組合の総会資料は、昭和59、60及び61年度のものであることと符合することを踏まえると、58年度以前は当該納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の資料のほか、提出のあったその他の資料を含めて再調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 609 (事案 306 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から48年12月まで

昭和42年夏頃、私の夫が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の担当者から「20歳まで遡った夫婦二人の国民年金保険料を納付できるし、その後の保険料も納付できる。」と言われたので、実家の母からもらった10万円を市役所の窓口で一括納付し、手帳を受け取った。

また、昭和42年7月からは、A納税貯蓄組合に加入し、毎月納税貯蓄組合を通じ保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付することができない上、申立人が国民年金に加入したと主張する時期は、特例納付実施期間中でもないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月26日に払い出されていることが確認できること、iii) 一括納付したと主張する保険料額についても申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違していることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月19日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

このたび、申立人は、国民年金保険料の納付を証明するものとして、①再調査依頼に関する参考資料として「調査依頼内容」、「年金記録に係る確認申立ての審議結果通知について」等、②被保険者名簿写、オンラインリスト等、③A納税貯蓄組合に係る総会資料等の提出により、再申立てを行っている。

しかしながら、A納税貯蓄組合が、国民年金保険料の納付組織となったのは59年12月1日からとB市が回答しており、申立人から提出のあった当該納税貯蓄組合の総会資料は、昭和59、60及び61年度のものであることと符合することを踏まえると、58年度以前は当該納税貯蓄組合を通じて国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の資料のほか、提出のあったその他の資料を含めて再調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

被保険者記録照会回答票により、未納期間があることが分かった。結婚後に親から国民年金手帳を渡されて、続けて国民年金保険料を納めていくように言われ納付してきた。当時の納付方法は、A銀行B支店の行員が毎月家に来て、納付書に現金を添えて納付していた。

私の記憶では全期間納付しているものと思っていたし、家計簿の昭和50年3月13日の欄に国民年金2,700円の記載があるので、申立期間のすべてを納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金加入期間については、全期間納付していると思っていたし、家計簿の昭和50年3月13日の欄に国民年金2,700円の記載がある。」と主張しているものの、申立期間①に係る3か月分の国民年金保険料の合計額は3,300円であり、記載されている金額とは相違する上、申立人は「提出した家計簿の他のページには何も書かれていないし、53年の家計簿は無い。」と供述していることから、当該家計簿に記載されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする義母も、平成元年4月に未加入に記録訂正されるまでは、申立期間は未納となっている上、義母に聴取したが、「昔のことは何も覚えていない。」としており、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の家計簿以外に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月まで  
申立期間について、A 納税組合に加入していたので、私の父が国民年金保険料を納付していたはずであり、納付の確認をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納税組合に加入していたので、私の父が国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 8 月 5 日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「納税組合で徴収にくるので納付していない訳がない。」と主張しているところ、上述のことから、申立期間の大部分は時効により納付できず、時効期限の到達していない期間については、過年度保険料により納付することとなるが、納税組合では過年度保険料を取り扱うことはできない上、当該納税組合では、「当時の資料は無く不明である。」と回答している。

さらに、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとする申立人の父は記憶が曖昧であるため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から43年3月まで  
申立期間の国民年金保険料について社会保険事務所(当時)から、納付事実が確認できない旨回答があった。  
申立期間当時、私はA業務として働き、家にお金を入れており、父が家計をやりくりしていた。父が私の国民年金保険料を納め忘れるとは考えられないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が昭和41年頃に国民年金の加入手続を行い、B納税貯蓄組合に国民年金保険料を納めた。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は44年4月に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は43年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和41年頃から44年4月10日までの同払出簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年4月時点において、申立期間のうち41年8月から同年12月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、42年1月から43年3月までの保険料は過年度納付となるため、B納税貯蓄組合では保険料を取り扱うことはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 590 (事案 310 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から28年11月1日まで  
② 昭和28年11月14日から同年11月30日まで

昭和25年から28年11月までの期間、A社に勤務していた。昨年、申立期間は厚生年金保険の加入期間として欠落している旨連絡を受けた。私の厚生年金保険の加入期間は、同年11月1日から同年同月14日までであった。

私は当該事業所に勤務しながら、国家試験を受験し、資格を取得している。この受験には相当の経験と技能が要求されるので、1年から2年では受験の条件は無理であり、相当期間の見習実習の必要があり、このことを考えれば、申立期間における勤務実態は明らかである。

年金記録確認地方第三者委員会では、当該事業所勤務者7人から事情聴取した結果、勤務実態は確認できなかったとの否認理由であるが、私の全く知らない人達からの証言であり、納得がいかない。私はその証言者に会って確認したい。一連の調査に大きな疑いを持つ。よって、再調査を申し入れる。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は平成18年10月破産終結しているところ、当時の社長は、「会社を事実上引き受けたのが昭和56年12月なので、申立期間のことは分からない。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げている同僚3人は既に他界している上、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある7人の職員から、関連資料や証言を得ることはできなかったこと、ii) 当該事業所に係る24年11月1日から28年10月31日

までにおける健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いこと、iii) 当該事業所への発注会社であるB社に係る24年7月から28年11月までにおける被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を証言する者として、前回と同じ亡き同僚の妻の名前を挙げているが、再度、同人に聴取しようとしたところ、その家族は、「母は、申立人の厚生年金保険料の控除については分からないとのこと。母の体調がすぐれず、面談等の再調査には応じられない。」と回答しており、そのほかに新たな証言は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年頃から19年頃まで  
② 昭和21年頃から22年頃まで  
③ 昭和60年5月から62年頃まで

申立期間について、次のような記憶があるため厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間①は、15歳頃勤めたと思うが、季節労働だったので期間は短かったと思う。

申立期間②は、船に乗るつもりが体調不良により、工場内で機械操作に変わった。宿舎で寝泊りしていた。

申立期間③は、A社を辞めて、B社の作業所でコックたちと弁当を作っていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、この元同僚は、「申立人の厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、当該事業所を事業継承したD社は、「当時のことを分かる社員はおらず、昭和34年以前に火災により書類が消失したため、資料の提供ができない。」としており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、昭和17年1月から19年12月までの厚生年金保険払出簿及びC社に係る17年1月から24年4月1日までの健康保険厚生年金保険被保険

者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、申立人の労務に関する供述は具体的であるが、申立人がE県F町で勤務したと述べているG社H工場は、法人登記された形跡が無く、F町発行の「F町史」には、昭和26年頃に同社同工場が操業していたと記載されているものの、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所を事業継承した現在のI社は、「申立人については、正社員名簿に記載されていないことから、正社員以外の雇用（事業所直接雇用）と考えられ、詳細については不明である。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げた元同僚は所在不明であり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、B社J営業所において厚生年金保険の加入記録がある元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同営業所K派出所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所で調理の責任者でもあった上記の元同僚は、「申立人が名前を挙げた他の同僚も知っているが、団体客などの注文があつて忙しい時に頼んでいた。何日か連続して働くこともあつたが、就業時間が決まっているわけではなかった。同僚の一人から、年金をもらっているのだから、年金受給に差し障りが無い程度の給料にするよう言われていた。私は給料計算もしていたが、彼らは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げている元同僚二人は既に死亡し、当該事業所の事業を継承したL社は、「資料が無く、不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、B社J営業所の職歴審査照会回答票を確認したが申立人の氏名は無い上、申立期間③に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から 36 年までにおける 6 か月間  
② 昭和 37 年 7 月頃から同年 12 月頃まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和 35 年から 36 年までにおける 6 か月間は、A 社に季節労働者として雇用され、B 県 C 町にあった D 工事現場でコンクリート打ちや清掃等の仕事をしていました。会社から工事現場に派遣されてきた社員から、「厚生年金保険を掛けてあげる。」と言われたことを覚えている。

また、昭和 37 年 7 月頃から同年 12 月頃までは、E 社に季節労働者として雇用され、B 県 C 町にあった F 工事現場でコンクリート打ちの仕事をしていました。

私は、両事業所で一緒に出稼ぎした同郷の先輩から、「厚生年金保険は掛けておいた方がいい。」と言われたことを覚えている。

それぞれの申立期間において実際に勤務し、給料から厚生年金保険料が差し引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B 県 C 町にあった D 工事現場で、コンクリート打ちや清掃等の仕事をしていました。」と主張しているところ、昭和 36 年 12 月に G 線が開通していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A 社において D 工事現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「申立人の申立期間における在籍記録が無い。また、当時の関係資料が無く、厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無い上、既に死亡しており、申立人の勤務実態等について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人の業務に関する記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がE社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、E社の名称で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる3社については、現在、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、そのうち、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった1社は、当時の事業主が所在不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無い上、既に死亡しており、申立人の勤務実態等について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、昭和36年4月から37年3月までは国民年金保険料の免除期間であり、同年4月以降は保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月から 36 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月 8 日まで

申立期間①及び②について、年金事務所に照会したところ、厚生年金保険に未加入との回答であった。しかし、私は、申立期間①はA社に勤務しており、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。申立期間②はB社に代表取締役として勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、元同僚は、「A社は設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 36 年 9 月 1 日に適用事業所になったと思う。それ以前に厚生年金保険料を控除されていたかは記憶に無い。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 41 年 1 月 1 日に廃業により、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について、関連資料及び供述を得ることができなかった。

なお、申立人は、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が、B社に代表取締役として勤務していたことは、元同僚の供述及び事業所別被保険者名簿の事業主欄の記載から確認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているものの、申立人の厚生年金保険記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、40年5月22日に当該事業所で払い出されていることが確認できる。

また、B社の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間②において、資格取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和39年6月から同年12月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間②当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 10 月 31 日まで A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格喪失日は同日となっている。勤務最終日の翌日である同年 11 月 1 日に資格喪失となるのが正しいのではないかと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社は、昭和 54 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることがオンライン記録により確認できる上、申立人を含む当該事業所の役員 6 人が同日において厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

また、当時の取締役二人は、「以前から会社の経営状態が悪く、社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険全喪届を提出し、全喪する日である昭和 54 年 10 月 31 日に合わせ、その時点で在籍していた代表取締役を含む 6 人の役員について、資格喪失の手続を行った。一人だけ資格喪失日を同年 11 月 1 日として手続を行うことは無いと思う。」と供述している。

さらに、上記取締役の二人は、「社長夫婦は既に死亡し、当時の関係書類の所在も不明である。申立期間当時は、経営の悪化により給与の支払も無く、給与明細書は受け取っていない。」と供述しており、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月9日から25年2月20日まで  
② 昭和26年7月1日から27年6月1日まで  
③ 昭和27年6月1日から28年1月26日まで  
④ 昭和28年4月17日から30年9月21日まで  
⑤ 昭和30年9月21日から39年12月31日まで

ねんきん特別便により年金記録を確認したところ、私の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていると息子に言われ、その時に初めて脱退手当金という制度を知った。

私は、それまで脱退手当金という制度があることを知らなかったし、A社（現在は、B社）を退社する前に脱退手当金の説明を受けたことはなく、脱退手当金を受け取るための手続をした記憶も無い。

また、A社には、長男を出産した日に退社する旨を事前に伝えており、昭和39年\*月の退社後に会社との接点は一切ないので、脱退手当金を現金で受け取ることは考えられない。脱退手当金支給期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 \*\*40.3.\*」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者22人のうち、申立人と同時期の昭和38年から40年までに

被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある元同僚は 10 人おり、そのうち 7 人が資格喪失後の約 3 か月以内に支給決定されていることから、申立人について、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 596 (事案 289 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 5 月 21 日まで  
年金記録確認地方第三者委員会の判断は、ただ、調査員がこちらに聞いてきた内容をそのまま結論に結びつけている。脱退手当金の支払方法の説明が社会保険事務局(当時)と年金記録確認地方第三者委員会で食い違いがある。社会保険事務局(当時)の職員に平成 21 年 9 月 30 日付けで提出した文書が、年金記録確認地方第三者委員会に届いていない。年金記録の訂正につながる内容の資料として、①申立の概要No. 1 からNo. 5、②平成 21 年 9 月 30 日付け社会保険事務局あての手紙、③平成 22 年 1 月 20 日付け行政評価事務所長あての「年金記録確認申立てについての通知に関する異議申立て」の 3 点を提出するので、内容をしっかり読んで検討してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 25 年 12 月 20 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の脱退手当金が、支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、A 社における厚生年金保険被保険者資格を 25 年 5 月 21 日に喪失して以降、36 年 4 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、①申立の概要No.1からNo.5、②平成21年9月30日付け社会保険事務局（当時）の職員宛に提出した手紙、及び③平成22年1月20日付け行政評価事務所長宛の「年金記録に係る確認申立てについての通知に関する異議申立て」を提出しているが、上記①、②及び③の資料からは、申立人が脱退手当金を受給していないことを示す新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。